

【争点C-(2)】原告らが甲状腺に受けた被ばく量は10mSv以下か

被告	主張部分	原告	主張部分
原告らが甲状腺に受けた被ばく量は10mSv以下である。その根拠は次のとおり		原告らが甲状腺に受けた被ばく量が10mSv以下などと断定する根拠はない。もっとも、仮に、10mSv以下であったとしても、甲状腺がん罹患しない等という根拠はない。	
1 次の事実から、原告らが甲状腺に受けた被ばく量は10mSv以下と判断できる。		1 (被告の主張に対する反論)	
(1) UNSCEAR2020/2021の評価		(1) UNSCEAR2020/2021の評価は信用できない。その理由は下記のとおり	
		フィールド疫学は、病気の情報から因果関係を推論する。正確なばく露の情報がなく、不確実な推計しかないのに、その不確実なばく露情報から因果関係の影響を推認するのは、科学的とは言えない。それにも関わらず、UNSCEAR2020/2021年報告は、不確実な曝露量推計から、観察が想定される甲状腺がんの増加を予想し、識別可能性がないことを前提にした甲状腺がんの数を評価して、被ばくとの因果関係を否認している。	(40)53頁
		論文を恣意的に選択して結論を出している。	(42)
		エビデンスがないのに、過剰診断という結論を採用している。	(42)
		紅葉山モニタリングポストのデータを無視している。(黒川第1～第5意見書)	訴状101頁、(7)、(8)、(11)、(29)、(33)
		摂食被ばくの評価も過小評価である。	訴状97～101頁、(17)14～34頁、(37)15～29頁
		日本の子どもの安定ヨウ素摂取量を過大評価している。	(3)4～6頁、(12)12～14頁、(21)22頁
		母乳検査結果とそぐわない。	訴状101～102頁、(9)19～21頁、(17)11～13頁、(37)13～15頁
		放射性ヨウ素による土壌汚染調査結果は、チェルノブイリとそん色がない程度である。	訴状95～97頁
(2) 1080人検査結果		(2) 1080人検査結果は、ずさんであって信用できない。	訴状88～93頁、(9)6～18頁、(17)4～9頁、(37)6～11頁
(3) ホールボディカウンター検査結果		(3) ホールボディカウンター検査結果は参考にならない。	(1)6～7頁、(9)21～22頁、(17)13～14頁
		2 原告の積極主張	
		(1) 被告の主張は、平均値からの推計に過ぎない。	(2)20頁、(38)9～11頁、